

## 特定労働者協同組合に係る特例について

### ア 監事の選任等の特例

- (ア) 特定労働者協同組合は、監事のうち1人以上は、外部監事でなければなりません。  
(法第94条の11第1項関係)
- (イ) 組員監査会に関する規定は、特定労働者協同組合については、適用されません。  
(法第94条の11第2項関係)

### イ 報酬規程等の作成、備置き及び閲覧等

- (ア) 特定労働者協同組合は、毎事業年度初めの3月以内に、次の書類を作成しなければなりません。
- i 前事業年度の特定労働者協同組合の事業に従事する者に対する報酬及び給与の支給に関する規程
  - ii 前事業年度の役員名簿（役員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）
  - iii i及びiiのほか、厚生労働省令で定める書類
- (法第94条の12第1項関係)

※iiiの厚生労働省令で定める書類

- ①役員に対する報酬の支給の状況
  - ②給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- (法施行規則第81条の10)

- (イ) 特定労働者協同組合は、(ア) i から iii までの書類（以下「報酬規程等」という。）を作成した時から5年間、当該報酬規程等をその主たる事務所に備え置かなければなりません。  
(法第94条の12第3項関係)
- (ウ) 特定労働者協同組合は、報酬規程等を作成した時から3年間、当該報酬規程等の写しをその従たる事務所に備え置かなければなりません。  
(法第94条の12第4項関係)
- (エ) 何人も、特定労働者協同組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、報酬規程等、定款、貸借対照表若しくは損益計算書又はこれらの写しの閲覧の請求をすることができます。この場合においては、特定労働者協同組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではなりません。  
(法第94条の12第5項関係)

## ウ 報酬規程等の提出

特定労働者協同組合は、毎事業年度1回、報酬規程等を行政庁に提出しなければなりません。ただし、イ（ア）iの書類については、既に行政庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りではありません。

(法第94条の13関係)

## エ 報酬規程等、貸借対照表等の公開

行政庁は、特定労働者協同組合から提出を受けた報酬規程等、貸借対照表若しくは損益計算書（過去5年間に提出を受けたものに限る。）又は定款について閲覧又は謄写の請求があったときは、これらの書類を閲覧させ、又は謄写させなければなりません。

(法第94条の14関係)

## オ 剰余金の配当の禁止

特定労働者協同組合は、剰余金の配当をしてはなりません。

(法第94条の15第1項関係)

## カ 残余財産の分配等

(ア) 特定労働者協同組合の清算人は、特定労働者協同組合の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを組合員に対し、出資口数に応じて分配しなければなりません。

(法第94条の17第1項関係)

(イ) (ア)により組合員に分配することができる金額は、その出資額が限度です。

(法第94条の17第2項関係)

(ウ) (ア)による分配の結果なお残余財産がある場合は、その財産は、行政庁に対する清算終了の届出の時において、定款で定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は他の特定労働者協同組合に帰属します。

(法第94条の17第3項関係)

(エ) (ア)及び(ウ)により処分されない財産は、国庫に帰属します。

(法第94条の17第4項関係)